**令和８年（フ）第１１３９号**
福岡市東区箱崎７丁目20番３―502号　県営高須磨団地３棟
債務者　七條　文香（旧姓堀田）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１１４０号**
福岡市東区箱崎７丁目20番３―502号　県営高須磨団地３棟
債務者　七條　凌静
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１２７８号**
福岡市西区内浜１丁目16番25―603号　鶴亀コーポ
債務者　寺川　ゆき
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１４０２号**
福岡市南区長丘３丁目11番27―201号　シャトー長丘
債務者　大束　夏蓮
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５２１号**
福岡市城南区長尾３丁目24番10―３号　メゾン長尾
債務者　清水　文哉
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５２８号**
福岡県筑紫野市塔原東２丁目５番27―503号
債務者　木下　　洋
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５９０号**
福岡市博多区板付７丁目１番４―209号　市営板付南住宅４棟
債務者　田中　廣輝
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１６２３号**
福岡県糟屋郡新宮町大字原上1712番地12　パークアベニュー壱番館101号
債務者　八尋　桂子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１６２９号**
福岡市南区野多目１丁目11番９号　ロードチコマンション２―D
債務者　中村リエ子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１６５４号**
福岡県糸島市前原東一丁目２番23号
債務者　浦　　秀行
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１６５６号**
福岡市西区小戸３丁目36番12号　新日本パレス姪浜202号
債務者　江口　早苗
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１６６２号**
福岡市西区壱岐団地43番603号　市営壱岐住宅43棟
債務者　森　　和代
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１６７４号**
福岡市博多区東比恵３丁目26番25―306号　リバティ東比恵
債務者　馬場ひとみ
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１６８０号**
福岡市早良区原４丁目11番17―202号　カズ・ガリアーノ
債務者　永沼　吉也
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１６９４号**
福岡市南区大橋３丁目30番49―203号　Ｊ・Ｄｒｅａｍ大橋Ⅱ
債務者　板﨑　一葉
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１７００号**
福岡市南区若久１丁目32番20―401号　ユニバースマンション筑紫丘
債務者　西村万里子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１７１０号**
福岡県春日市須玖北７丁目93番地　エクレール春日7002号
債務者　中田　孝治
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部